

区役所からの お知らせ

介護サービス利用にかかる費用の 医療費控除について

介護保険サービスの利用者負担は所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。



対象となる利用者負担は、次のとおりです。いずれも「領収証」が必要です。

〈施設〉

●介護療養型医療施設・介護老人保健施設

・利用者負担額:利用料・食費・居住費

●介護老人福祉施設

・利用者負担額:利用料・食費・居住費の2分の1相当額

〈居宅〉

●医療系サービス

・利用者負担額:訪問看護・通所リハビリテーションなど

●福祉系サービス

・利用者負担額:生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など

※医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

●かく痰吸引等

・介護福祉士によるかく痰吸引・経管栄養が行なわれたときは、自己負担額の10分の1が対象

〈おむつ代〉

・医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
※要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、区役所窓口で交付できる場合があります。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階 10番

☎6915-9859

「障がい者控除対象者認定書」をご存知ですか

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの



交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

※要介護認定もしくは指定医師による診断書等が必要です。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階 10番

☎6915-9859

所得税・復興特別所得税、個人市・府民税の申告受付が始まります

次のとおり申告を受け付けますので、期間内に申告をお願いします。

	申告場所	開設期間等	問合せ
所得税・復興特別所得税	城東税務署 (城東区中央2-14-29)	2月16日(金)～3月15日(木) 8時30分～16時(土曜・日曜を除く) ※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。 ※開設日初日3日間及び終了期限間際は、大変混雑します。 ※会場では、原則、ご自分で書類整理、決算書等の作成、パソコン操作をお願いしております。	城東税務署 ☎6932-1271(代表) (平日)8時30分～17時
	近畿税理士会城東支部主催 税理士による相談会場(無料) ・城東区民センター 大会議室1・2	2月6日(火)、2月7日(水)、2月13日(火)、 2月14日(水) 10時～15時 (12時～13時は休憩時間) ※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。 ※譲渡所得、贈与税、相続税の申告相談は行っておりません。	
	税理士による相談会場(無料) ①谷町四丁目合同会場 (大阪合同庁舎第2号館 別館) ②梅田スカイビル タワーウエスト22階	①2月5日(月)～2月15日(木) 9時30分～15時 (土曜・日曜・祝日を除く) ②2月13日(火)～2月15日(木) 9時30分～15時 ※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。 ※譲渡所得、贈与税、相続税の申告相談は行っておりません。	
個人市・府民税	京橋市税事務所 (都島区片町2-2-48JEI京橋ビル4階) 鶴見区役所3階 ※開設期間外は京橋市税事務所にて受付	2月16日(金)～3月15日(木) 9時～17時30分(金曜は19時まで) (土曜・日曜を除く) ※2月16日(金)から1週間程度は、窓口が大変混み合い、長時間お待たせする場合があります。	京橋市税事務所 (個人市民税) ☎4801-2953 (平日)9時～17時30分 (金曜は19時まで)

※所得税の申告に関するお問い合わせは、城東税務署にお願いします。

※所得税の確定(還付)申告をされた方は個人市・府民税の申告は不要です。

各種無料相談日 2月

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (毎月第2・4金曜日)	2月9日(金)・23日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階
② 不動産相談 (毎月第2火曜日)	2月13日(火)13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③ 司法書士相談 (相続増与、会社法人の登記、成年後見など) (毎月第3水曜日)	2月21日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④ 就労相談 (毎月第1水曜日)	2月7日(水) 13時30分～17時 ※次回は3月7日(水)	当日会場にて13時20分～15時30分まで受付 ※5名(先着順)(1人30分以内) 【16時～17時は事前予約制】当日11時までに 大阪市地域就労支援センターへ電話にて (専用☎0120-939-783) ※2名(先着順)	鶴見区役所2階
⑤ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	2月14日(水)14時～16時	当日会場にて受付	鶴見区役所1階
⑥ ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	2月20日(火)14時～16時	当日会場にて受付	
⑦ 人権相談	平日 9時～21時 日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談(専用☎6532-7830)※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は上記専用番号での事前予約制】	
⑧ 精神科医による こころの相談	2月9日(金)14時～15時30分 20日(火)10時～12時	事前に電話または11番窓口にて受付(☎6915-9968) ※2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所1階

日曜法律相談 ナイター法律相談 日曜法律相談は2月25日(日)福島区役所、平野区役所を実施。2月はナイター法律相談は実施しません。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」☎4301-7285までお問い合わせください。

問合せ ①②③④……………総務課(区政企画)……………☎6915-9683
⑤……………鶴見緑地公園事務所……………☎6912-0650 FAX6913-6804
⑥……………城北環境事業センター……………☎6913-3960 FAX6913-3674
⑦……………地域活動支援課(こども・教育)……………☎6915-9734
⑧……………保健福祉課(保健活動)……………☎6915-9968